

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係（市役所4階 42 番窓口）
☎ 0422-45-1151 内線 2755

〔母子家庭等高等職業訓練促進給付金〕

ひとり親家庭の方が就職に有利な生活の安定に資する資格を取得するため養成機関において修業している場合に一定の経済的支援を行います。

※利用検討の場合は必ずご相談ください。事前相談が必須です。

対象者

市内に住所を有するひとり親家庭の母又は父で修業を開始した日から対象講座修了までの日において以下の要件をすべて満たす方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の方
- ② 対象資格の取得が見込まれる方
- ③ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ④ 原則として過去に母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業等の支給を受けていない方

※ 生活保護を受けている方は、対象となりません。

支給対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、デジタル分野等の民間資格でその他就職の際に有利になるものであって、かつ養成機関において6ヶ月以上のカリキュラムの修業が予定されている市長が認める資格

支給内容

・ 訓練促進給付金

月額 70,500 円（住民税非課税の方は月額 100,000 円）を修業期間の全期間（その期間が4年を超える場合は4年）

修業期間の最後の12ヶ月（修業期間が12ヶ月未満であるときは当該期間）は支給月額を40,000 円増額します。

ただし申請月からの支給となります。

・ 修了支援給付金

25,000 円（住民税非課税の方は 50,000 円）を支給。ただし、事前相談した上で対象訓練修了後30日以内に必要書類を揃えて申請した場合に支給します。

※申請者と同一世帯の家族の住民税課税状況も要件です。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係（市役所4階42番窓口）
☎ 0422-45-1151 内線 2754・2755

〔高等学校卒業程度認定試験合格支援事業〕

ひとり親家庭の親又は子どもに対し、学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくことを目的に、ひとり親家庭の親又は子どもが、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給します。

対象者

市内に住所を有するひとり親家庭の親又は子であり、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校学校卒業生及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得しているものは対象としない。

- ① 児童扶養手当の支給を受けている又は児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準にあること
- ② 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること
- ③ 過去に当給付金の支給を受けていない者であること

支給内容

・ 受講開始時給付金

支給対象者が対象講座の受講開始のために支払った費用の30%に相当する額とする。ただし、その30%に相当する額が7万5千円を超える場合の支給額は7万5千円とし、4千円を超えない場合は支給しない。

・ 受講修了時給付金

支給対象者が対象講座の受講のために支払った全費用の40%に相当する額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計が10万円を超える場合、支給額の合計額は10万円とする。4千円を超えない場合は支給しない。

・ 合格時給付金

受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者対象講座の受講のために本人が支払った全費用の20%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が15万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計額は15万円とする。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係（市役所4階42番窓口）
☎ 0422-45-1151 内線 2754・2755

〔ハローワーク（公共職業安定所）〕

ハローワーク（公共職業安定所）は、求職者の希望と能力、適正にふさわしい情報を提供し、職業紹介を行うところです。

また、就職後に職場でその能力が十分に発揮できるように、助言・援助も行っています。さらに、必要な場合は公共職業訓練のあっせんも行います。

新たに就職したり、転職をしたいとき、どういう職業につけばいいか迷っているときは、ハローワーク（公共職業安定所）に相談しましょう。

職業紹介、相談は無料で、個人の秘密は守られます。

○ハローワーク三鷹

（〒181-8517 三鷹市下連雀4-15-18）

☎ 0422-47-8609

☎ 0422-49-0601

〔利用時間〕

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

〔定休日〕

土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

「ハローワークインターネットサービス」もご覧ください



○マザーズハローワーク東京

（〒150-0002

渋谷区渋谷1-13-7 ヒューリック渋谷ビル3階）

☎ 03-3409-8609

〔利用時間〕

月～金曜日 午前9時～午後5時

〔定休日〕

土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

「マザーズハローワークホームページ」もご覧ください



○マザーズハローワーク立川

（〒190-0023 立川市柴崎町3-9-2

立川駅南口東京都立川市合同庁舎施設4階）

☎ 042-529-7465

〔利用時間〕

月～金曜日 午前9時～午後5時

〔定休日〕

土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

担当・問い合わせ先

住宅

〔母子生活支援施設〕※父子世帯は利用できません

18歳未満の子どもを養育している母子世帯が生活する児童福祉施設です。それぞれの家庭がかかえる子育てや生活上の問題などについて、支援員と一緒に考え、自立した生活ができるよう援助します。

支援の内容

居室を提供するほか、母子支援員による自立支援、就労支援等や、少年指導員による子どもの学習指導等を行っています。

費用

所得に応じて費用負担があります。

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係

（市役所4階42番窓口）

☎ 0422-45-1151 内線 2754・2755



〔都営住宅〕

種類	募集期間
抽選方式 (優遇抽せん有)	5月・11月
ポイント方式 (優遇制度無)	8月・2月
抽選方式 (優遇制度無)	毎月(※3)

○優遇抽せん

抽せん方式による募集では、ひとり親世帯等について、募集地区の一部で当選率が一般世帯より高くなります。(抽せん番号が7つ付番されます。)

優遇抽せん等については、都営住宅募集案内をご確認ください。

○ポイント方式

応募者であるひとり親世帯、高齢者世帯、心身障がい者世帯、多子世帯、特に所得の低い一般世帯、車いす使用者世帯等の住宅の状況について書類審査や実態調査を行い、住宅に困っている度合いの高い方から順に入居資格審査対象者として登録するものです。

低順位となった方に実態調査が行われたことはありません。また、ポイント方式による募集に優遇制度はありません。

募集内容等が決まり次第、「広報東京都」、「東京都住宅供給公社ホームページ」、「都営住宅・都民住宅募集のテレホンサービス」、「広報みたか」及び「三鷹市ホームページ」等でお知らせします。

上記年4回の「定期募集」及び「毎月募集」のほか、三鷹市内に居住している方を対象とした「地元募集」を上記以外の日程で募集することがあります。(募集によって、市内居住年数が定められている場合があります。)

「地元募集」の時期は未定です。詳細については、「広報みたか」及び「三鷹市ホームページ」でお知らせします。

応募資格

- 1 都内に居住していること(ポイント方式は継続して3年以上の居住が必要です。)
- 2 申込者本人が配偶者(内縁の夫・妻・婚約者及びパートナーを含む)のいない方であり、同居親族が20歳未満の子(※1)だけであること
※1「20歳未満の子」の基準日は都営住宅募集案内で確認してください。
- 3 世帯の所得が定められた基準内であること
- 4 住宅に困っていること
- 5 入居する方が暴力団員でないこと

申込書の配付

募集期間中に限り、市役所1階受付及び住宅政策課、各市政窓口、都庁、東京都住宅供給公社募集センター及び各窓口センターで配付します。(土・日曜日、休日は、都庁及び三鷹駅前市政窓口(※2)に限り配布します。)

※2 三鷹駅前市政窓口の受付時間等は次のとおりです。

受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後7時30分

土曜日、第2・第3・第4日曜日 午前9時～午後5時

詳しくは、三鷹駅前市政窓口へお問い合わせください。

※3「毎月募集」は申込用紙の配布はございません。詳しくは「東京都住宅供給公社ホームページ」をご覧ください。



担当・問い合わせ先

○住宅政策課(市役所5階52番窓口)

☎ 0422-29-9704

○東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

☎ 03-3498-8894

○東京都住宅供給公社都営住宅募集センター(FAX)

☎ 03-3409-4527

聴覚に障害のある方で、募集の内容についてのご質問がある場合は、ファックスでご連絡ください。

○都営住宅・都民住宅募集のテレホンサービス

☎ 03-6418-5571

プッシュ音の出ない電話からは、ご利用になれません。

市政窓口

○三鷹駅前市政窓口

(下連雀三丁目24番3-202号 三鷹駅前協同ビル2F)

☎ 0422-42-5678

○三鷹台市政窓口(井の頭二丁目13番2号)

☎ 0422-42-0511

○三鷹東部市政窓口(中原一丁目29番35号)

☎ 03-3326-8805

○三鷹西部市政窓口(野崎三丁目28番11号)

☎ 0422-33-4531

〔市営住宅〕

募集内容が決まり次第、「三鷹市ホームページ」、「広報みたか」等でお知らせします。
 申込者多数の場合は、抽せんを行います。
 申込みは郵送のみ受け付けます。(窓口での申し込みはできません)

所在地

市営大沢住宅(三鷹市大沢六丁目6番1号)

応募資格

- ① 申込者が、市内に引き続き1年以上居住していること
- ② 同居親族等がいること
- ③ 世帯の所得が基準内であること
- ④ 住宅に困っていること
- ⑤ 申込者および同居親族等が暴力団員ではないこと

申込用紙の配付

募集期間中に限り、市役所1階受付および住宅政策課、各市政窓口(P26参照)で配付します。
 (土・日曜日、休日は、三鷹駅前市政窓口(※)に限り配布します。)
 ※三鷹駅前市政窓口の受付時間等は下記のとおりです。

受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後7時30分
 土曜日、第2・第3・第4日曜日 午前9時～午後5時
 詳しくは、三鷹駅前市政窓口へお問い合わせください。

担当・問い合わせ先

○住宅政策課(市役所5階52番窓口)
 ☎ 0422-29-9704

役 立 つ 情 報

〔ひとり親福祉だより〕

市内に居住するひとり親家庭の方に福祉の制度をお知らせするとともに、ひとり親家庭の方々との交流の場にするため、「ひとり親福祉だより」を発行しています。

発行頻度

年1回

入手方法

子育て支援課窓口

担当・問い合わせ先

子育て支援課 相談支援係
 (市役所4階42番窓口)
 ☎ 0422-45-1151 内線 2754・2755
 三鷹市ホームページ「ひとり親福祉だより」もご覧ください



〔シングルママ・シングルパパ くらし応援ナビTokyo〕

東京で暮らすひとり親の方や、これからひとり親になるかもしれない方向けに役立つ情報を提供しています。

また、コラムやお悩みFAQ、ひとり親に役立つセミナー・イベント情報、民間団体の紹介なども掲載しています。

担当・問い合わせ先

東京都 シングルママ

検索

東京都 シングルパパ

検索



保育・育成

[保育所（認可保育園）]

保護者が児童（生後57日以降～小学校就学前）の保育ができない事情にあるとき、保護者に代わって保育する施設です。

入所対象

児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事情にあり、かつ同居の親族その他の人が当該児童を保育することができない場合。

- 就労（フルタイム、パート、夜間、居宅内の労働等、すべての就労）
 - 妊娠、出産
 - 保護者の疾病、障がい
 - 親族の介護・看護
 - 災害復旧にあたっている場合
 - 求職活動（起業準備を含む）
 - 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
 - 虐待やDVのおそれがあること
 - 育児休業取得中に、すでに保育利用中の子どもがいて継続利用が必要と認められる場合
 - その他、上記に類する状態として市が認める場合
- ※ 同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用優先度が調整される場合があります。

保育内容

児童の生命の保持や情緒の安定等の養護的な側面と、発達段階に応じた乳幼児期にふさわしいあそびや活動を実施する等の教育的な側面を一体的に行っています。

開所時間

11時間開所しています。保護者の就労時間及び通勤時間の状況や家庭の状況を考慮して1時間から4時間の延長保育を行っています。

費用

扶養義務者の負担能力に応じて市長が定めた額。延長保育を利用する場合は、別に延長保育料がかかります。その他、詳細については担当窓口におたずねください。

※令和元年10月より、3歳～5歳クラスの児童は無償となっています。（一部費用を除く）

[認定こども園]

認定こども園とは、幼稚園の機能と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、一時保育や子育て相談等、地域の子育て支援も行う施設の総称です。対象年齢等は施設によりさまざまです。市内には、幼稚園型認定こども園が1園、保育所型認定こども園が1園あります。

入園対象

保育が必要なお子さんは、保育所と同様。

保育が必要でないお子さんは、園と直接契約となります。

開所時間

保育が必要なお子さんは、原則1日11時間の範囲での利用となります。原則、日曜日・国民の祝日・年末年始以外は開園していますが、施設によっては土曜日を休日としている園もあります。

保育が必要ないお子さんは、原則昼過ぎまでの利用となります。一般の幼稚園と同様、夏休み・冬休み等がある園もあります。

費用

扶養義務者の負担能力に応じて市長が定めた額。保育の必要性の有無により、金額が異なります。また、入園料や教材費・施設費等、別途費用がかかる施設もあります。

入園方法等、詳細については担当窓口や各施設におたずねください。

※令和元年10月利用分より、3歳～5歳クラスの児童は無償となりました。（教材費・施設費等を除く）



担当・問い合わせ先

子ども育成課（市役所4階45番窓口）

☎ 0422-29-9673

みたかきっずナビの「認可保育園」のページもご覧ください



担当・問い合わせ先

子ども育成課（市役所4階45番窓口）

☎ 0422-29-9673

みたかきっずナビの「認定こども園」のページもご覧ください



[地域型保育施設]

地域型保育施設とは、国が定めた基準を踏まえ、市区町村が設定した認可基準を満たした保育施設です。原則定員19名以下で0歳児から2歳児を保育する施設で、市内には、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育の3種類があります。

入所対象

保育所(認可保育園)と同様。

開所時間

原則11時間開所ですが、一部、8時間専用施設があります。施設によって、延長保育を実施しているところもあります。

費用

保育所(認可保育園)と同様ですが、施設との直接契約となるため、徴収については施設からとなります。

担当・問い合わせ先

子ども育成課(市役所4階45番窓口)

☎ 0422-29-9673

みたかきっずナビの「地域型保育施設」のページもご覧ください



[認証保育所]

就学前までの児童の保育を必要とする方が、直接利用契約を結ぶ認可外保育施設で、13時間以上の開所、0歳児保育の実施を義務付け、都が定めた設備等の基準を満たした保育施設です。

開所時間

各保育所が定めます。ただし、月220時間以下の利用の場合の月額料は、3歳未満児は80,000円、3歳以上児は77,000円を上限としています。

担当・問い合わせ先

お問い合わせ・お申し込みは直接各保育所へ。

みたかきっずナビの「認証保育所」のページもご覧ください



[学童保育所]

学童保育所とは、放課後などに保護者が就労・病気などの理由により家庭において十分に児童を育成できない場合に、適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした施設です。

入園対象

原則として三鷹市在住の、小学校第1学年から第3学年の児童(障がいのある児童は第4学年まで)

開所時間

月曜日から土曜日

(休所日)

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、

年末年始(12月29日から1月3日まで)、市長が特に必要と認めた臨時休所日

通常 育成 時間

学校の授業がある日
(月曜日～金曜日)

下校後から午後6時まで

学校休業日
(土曜日・長期休業期間等)

午前8時30分から午後6時まで

延長 育成 時間

学校の授業がある日
(月曜日～金曜日)

午後6時から午後7時

学校休業日
(土曜日・長期休業期間等)

午前8時から午前8時30分まで
午後6時から午後7時まで

費用

育成料
月額6,000円

延長育成料
1回30分ごとに200円

おやつ
月額1,500円

※ひとり親家庭等医療費助成制度医療証の交付を受けている世帯は育成料が月額3,500円に減免する制度があります。減免申請書を入所承認後に提出してください。

※前年度市民税非課税世帯の場合は育成料、延長育成料、おやつ代は申請により免除になります。減免申請書を入所承認後に提出してください。

※育成料金の金額は改定されることがあります。

担当・問い合わせ先

児童青少年課(市役所4階41番窓口)

☎ 0422-29-9671

みたかきっずナビの「学童保育所申込案内」のページもご覧ください

※4月1日から入所の一斉申込は、前年10月頃から行う予定です。正式な日程は広報・HPをご確認ください。



[ファミリー・サポート]

市内に居住する子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と子育ての援助ができる人（援助会員）との相互援助活動をコーディネートしています。

お預かりするお子さんは、生後3ヶ月から小学校4年生までのお子さんが対象です。まずはご連絡、ご相談ください。

※ご利用には会員登録が必要です。

必ず事前に日時を電話予約の上、ファミリー・サポート・センターまでお越しください。

援助会員への謝礼金

月～金曜日 午前7時30分～午後6時30分	1時間 800円	30分以内 500円
上記以外の時間 及び土・日曜日、祝日	1時間 1,000円	30分以内 600円

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時
登録受付時間は午前9時～午後5時
(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)

担当・問い合わせ先

ファミリー・サポート・センター
(〒181-0013 三鷹市下連雀3-30-12
三鷹市中央通りタウンプラザ3階 のびのびひろば内)
☎ 0422-76-6817

みたかぎっずナビの「ファミリー・サポート・センター」のページもご覧ください



[病児保育]

保育園等の集団保育が困難な病気の回復期にある、または病気の回復期には至らないが当面症状の急変が認められず、医師が保育可能と認めた児童を対象に、保護者が仕事などのため保育できないときに利用できます。

※ご利用には市への事前登録が必要です。(令和5年10月からオンラインで登録できるようになりました。当ページ下部のQRコードからアクセスしてください。)

対象

市内に住所を有する生後4ヶ月～小学校就学前までの児童

※ 保育時間や利用料など詳細は各施設へお問い合わせください。

所在地&問い合わせ先

所在地	問い合わせ先
あきやまルーム 下連雀 3-45-16(3 階)	あきやま子どもクリニック 上連雀 2-2-16 ☎ 0422-70-5777
ポピンズルーム杏林 新川 4-11-17	ポピンズルーム杏林 新川 4-11-17 ☎ 0422-24-2153



事前登録についての 担当・問い合わせ先

子ども育成課(市役所4階45番窓口)
☎ 0422-29-9673

みたかぎっずナビの「病児保育」のページもご覧ください

